

● 過半数代表者選挙を振り返って◆前号から続く

目指すべき方向は一致をしています。それを労働組合の存在を否定することは明らかな不当労働行為であります。投票期間中には〇〇科では毎週金曜日に管理者から「〇〇への投票をお願いします。」「もう投票は済ませましたか。」と我々に対しては勤務時間中での応援活動、投票行為を規制しながら自分たちは当たり前のように投票行為を促すというのは問題ではないでしょうか。それだけに止まらず社友会のグループラインには何度も何度も投票行為を促すラインが送られてきています。この事を問題にするのではなく何故社員に労働者代表者選挙が行われるのか何故投票に行かなければならないのかを考えさせない。このこと自体が問題ではないでしょうか。

この事象について、労働基準監督署にも相談をしました。その際に言われていたのは「個人の考えや主張が通りにくくなってしまう。」「パワハラであつたり別の問題も考えられる。」とアドバイスを受けました。

さらには、TKの安定した運営と主張されていますがどういったことなのでしょう。これまでのTKは安定した運営となっていなかったということなのでしょう。現場で働く社員は会社施策に協力をしながら日々安全作業を心がけ業務に努めています。私たちがこれまで積み上げてきたことは、安定した業務を遂行するための障害になっているということなのでしょう。会社が「安定」という言葉を使う時には「安定」した36協定といったように協約の事を取り上げることがあります。ならばTKでも使われている「安定」とは36協定においても必ず1年間の締結を目指す。サービス残業にも、残業の増加に対しても対策を立てず1年間の締結をするということなのでしょう。

◆まとめ

今回の過半数代表者選挙で多くの問題が浮き彫りになってきました。労働組合にだけ押し付ける規制。社友会に至っては勤務時間内での特定の人物に対する投票要請。間違っただ点が多く見受けられます。労働基準監督署のアドバイスでは現行9名のメンバーで安全衛生委員会を開催しその内6名が管理者では現場で働く者の意見が通りにくくなると相談をした際に「安全衛生委員会の枠を広げてみても良いのではないかな。9名という枠に捉われずに枠を広げ多くの社員の声を取り入れても良いのではないかな。」と言われました。私たちは、この間毎年社員代表者選挙に立候補をし、残念ながら社員代表になることは出来ませんでした。要請書行動を通じて職場の諸課題を安全衛生委員会の場で議論をしてもらいました。その結果が新宿派出の椅子を一つかち取ることができました。労働基準監督署のアドバイスを踏まえ今回立候補をした私ともう一人を安全衛生委員会の委員として加えることを要請したいと思います。立候補をするということは誰よりも職場を良くしたいと思っている証左であります。目指すべきは職場を良くすることです。

これからも応援よろしくお願いします。